

## 『一般名処方について』

当院では、原則として薬剤の一般名を記載する処方せんを交付いたします。

一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため医療費の軽減につながります。また、一般名処方により同じ成分であれば同じ効果が期待できるため、配給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため当院では薬剤の配給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

令和6年6月1日

相州ビナシティメンタルクリニック